

## 第3回 宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 議事録

日 時：令和2年11月30日 18:30～21:00

開催方法：Web 会議

出席者：【委員】10名

【オブザーバー】4名

宇部市社会福祉協議会、市障害福祉課（2名）  
市高齢者総合支援課

### 1 議事

宇部市成年後見制度利用促進基本計画 骨子（案）について

会長：計画策定の背景として、「介護保険と一緒に成年後見制度ができた」と、「以前の制度は名称が差別意識を助長する」、「判断能力に応じて3つの類型になった」こと、「成年後見制度開始以降、制度利用が後見類型に偏っている」、「制度利用が進まない」ため、国が利用促進法を作り、市町村の努力義務を定めたという流れ。

副会長：第1章第3項の計画期間の表は、成年後見制度の字体を強調すること。

会長：第四次宇部市総合計画が最上位計画という位置づけで、他の計画は並列的。策定体制に、協議会の開催状況やパブコメの実施等のスケジュールを記載しては。

事務局：スケジュールについては、計画の末尾に資料編として掲載予定。

会長：「(2) 市民意識調査」、「(3) 施設・事業所相談員意識調査」、「(4) 金融機関へのアンケート調査」の詳細は資料編に掲載する。「5 計画における中核機関の位置づけ」、「6 本計画の推進体制」、第1章について意見はないか。

副会長：「本計画」が「成年後見制度利用促進基本計画」を指すことを明記してほしい。

会長：第2章について。「現状について」にある認知症高齢者の推計方法は。

事務局：宇部市高齢者福祉計画に掲載されている認知症有病率を用いている。

委員：制度利用対象者には認知症でも障害者でもない方も該当するという記載が必要。

会長：「(3) 障害者数の推計」の中に「その他」の項目を設ける。

委員：任意後見はどうか。

会長：他市の計画も同様だが、結局法定後見制度の利用が前提。法定後見制度利用する可能性ある、または利用者となり得る潜在的な数値という記載でどうか。

委員：任意後見制度は誰でも使える制度。成年後見制度は判断能力の低下した一部の人のものではなく、社会のインフラとしてこの制度があるという認識を高めたい。

会長：現状に「成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があるが、我が国では法定後見制度の利用が大半で、任意後見制度の利用は進んでない状況にある。その上で法定後見制度の潜在的利用者の現状を確認する。」と記載する

次に、「2 成年後見制度の利用に関する状況」。宇部市では申立ての助成は。

事務局：申立ての助成はない。報酬助成の要綱は資料編に掲載予定。

会長：本編部分に詳細は資料編等記載すること。地域福祉権利擁護事業は成年後見制度ではないのでテーマに「等」等を記載しては。

副会長：地域権利擁護事業は、今後、成年後見制度の対象者となる可能性のある数値。「今後、成年後見制度を利用する可能性のある人数等を予測するためのもの」と説明を書き、現状の部分に移す。市民にわかりやすい文章になるとよい。

委員：共生社会の実現について、1 ページ目で示してもらいたい。

会長：成年後見制度が果たす役割を踏まえて、この制度に繋がるのが高齢者、障害者が生きていく上で大事だということを膨らませて書いてはどうか。

「第3 項成年後見制度に関する市民の意識」について。

事務局：グラフの方がわかりやすいとのご意見があるので反映させたい。

副会長：事務局作成の骨子案 P21 上部に「後者については」とあるが、専門職後見の場合、報酬を払わないといけないこと、報酬の額とか負担能力の問題等があると思われる。一言「等」と記載するとわかりやすい。

会長：第3 章について。

事務局：中核機関の機能と活動方針は、第3 章第1 1 の(4) 宇部市成年後見センターの今後の活動方針に記載した。

会長：今後の活動方針について。最初の5 年間は広報、相談機能に特化して利用促進を進める。受任者調整や後見人支援機能は、出先機関の相談機能が充実した次の段階で、実験的に行っていく。市民に身近な出先機関が強化されると、中核機関で受任者調整等が行いやすくなる。メインの「第2 本計画に基づく今後の取り組みについて」。高齢化社会への備えとして、5 年後10 年後を見据えた政策を今の時点から構想する。高齢者、障害者、資産が有る、無いで成年後見制度に求めるもの、他の制度の活用方法なども変わってくるので、利用者の状況に応じた施策が必要。また、報酬助成も必要。

委員：「想定される成年後見制度の利用者の状況に応じた施策の必要性」は、開始時期が違おうと一行で書いてあるが、将来に対し、いつ何があっても不安のないように急に障害になったというケースを入れるべきではないか。

委員：年齢関係なく市民が身近な制度として知っておく必要があるので、「1 利用促進に向けた基本的な視点」の冒頭にそれを記載し、続けて高齢化社会への備えとして等を記載してはどうか。

会長：制度を使うことで誰もが安心して暮らせることを前面に出すことは良いこと。自分が作成した素案では予算措置を明記した。会長としてきちんと計画に盛り込みたい。

副会長：「4 取組の工程」の表は、全部を一度に取り組むことはできないので、会長案に沿って初年度から後期にかけて取り組むことを表にしてみた。何を一番重点に取り

組むか、相談事業を1年目に取り組むとして何件ぐらいできるか形にした方が目安としてわかりやすい。

保護者が成年後見制度の利用を考えるとときに一番のネックは報酬。払い続けられるのか心配されている。助成制度の周知で変わってくると思う。

会長：相談機能の充実を第一次として記載した。専門性を求めると障害と高齢は異なるので、相談体制を考えると、地域包括支援センターの障害者バージョンが必要。

委員：会長作成の素案では、代替案で既存の地域包括支援センターで整備するとあるが、高齢と障害は違うので、障害相談窓口を作るのが理想的。

事務局：まずは福祉なんでも相談窓口を一次相談窓口として体制を整えたい。

会長：地域包括支援センターで、障害分野については対応できるか。

委員：知的障害、精神障害に詳しくても身体障害がわかるかというとなかなか難しく、今のところはできていない。後見制度に関することは大切なことなので、適切な機関がネットワークでつながっていけばと思う。

会長：地域包括支援センターの障害者バージョンとして機関はあるか。

副会長：障害福祉課基幹型相談支援センター。関係機関が機能していくように支援する。体制強化は成年後見センターの役割。相談を受けた機関が適切に成年後見センターにつなげる、また、その時にきちんとその方に合った話を相談窓口で受けてもらえるように人員を養成・配置する、体制整備がこの計画の目標になる。

委員：福祉なんでも相談窓口の研修で精神障害に関する講義を行ったが、参加者は障害者福祉にも精通しているメンバーだと感じた。ただ成年後見制度のより詳しい説明は難しいだろうという印象。成年後見制度があること、成年後見センターにつないでいく橋渡しの第一歩になれば良い。

会長：地域包括支援センターは介護保険上の組織。障害者は総合支援法。根拠法が異なるが地域包括支援センター障害を含めた業務は可能だろうか。

委員：高齢者、障害者に限らず全て受けているが、高齢者支援を得意としている。

なんでも相談員は、包括固有の業務以外を幅広くこなしている。相談内容は包括のため高齢者に関することが主。それに付随してご家族に障害があると相談に挙がってくるケースはある。障害者に関する相談はそこまで多くはない。一度で障害のある方の相談が解決できるわけではなく、なんでも相談員から障害の詳しい方へつないでいくというのが現状。なんでも相談員が、本当に障害のことも成年後見制度のことも詳しいのかということとまだまだと思う。

相談窓口の体制強化と7ページの中核機関の位置付けと整合性をとってほしい。

会長：在宅障害者の家族を支援する会ではどこが身近な相談窓口になるのか。

副会長：それぞれの状況、障害によって、相談窓口は異なる。親には子どものことは自分たちでやるという意識があるので、利用する側の意識も変える必要がある。

生活全般の支援計画を立てる時に、成年後見制度や地域権利擁護事業の話もして欲しいが、日常生活のサービス利用の話で終わる。どこの窓口でも、相談できる相談員の養成は、急務。

会長：当事者の方の感覚とし出先機関にふさわしいのはどのあたりか。

副会長：最初は障害福祉課がメインだが、利用している施設や相談支援センター、最近では成年後見センター等、それぞれで相談先が違っている。各地域包括支援センターのように機能的に地域に分担されているとは言い難い。

会長：障害に関する地域の拠点に地域包括支援センターは可能か。

委員：現状の体制で、すべては難しい。社会福祉士でも実務経験がある等成年後見制度に対して知識を持った人が1人いるだけでよりよい相談業務ができると思う。人材育成の時間と予算が必要。

会長：社会福祉士会が派遣をすることは可能か。

委員：人数は多くないが独立している人なら可能。地域包括支援センターに社会福祉士がいるのに、社会福祉士を派遣するということになる。

会長：成年後見制度について出先機関できちんと相談できるようにすることを目標にする以上、拠点のスキルアップは絶対必要。

委員：制度や書類作成の説明等、包括に相談があった時に一緒に相談を受け、専門職の対応を聞いてレクチャーを受ける方法が一番現実的。弁護士、司法書士のハードルが高ければ社会福祉士に連絡してもらってもよい。

会長：地域包括支援センターの社会福祉士が副業で後見業務を行うことは可能か。

委員：所属法人の理解があれば、問題はない。

会長：社会福祉士会の研修は会に入会しないと利用できないのか。

委員：受講要件を満たせば受講可能。基本的な研修は、3年間で15～20万円。

会長：人材育成のための費用として半額補助する。研修の受講費を助成してもらえば、多少受けやすくなるか。

委員：私はケアマネだが、研修費用は法人が負担しているが、助成があれば、もっと法人も快く費用を出してくれると思う。

会長：人材育成として研修受講費の助成を計画に盛り込んではどうか。

委員：厚労省も各市町が計画や条例で助成の必要性を訴えると予算を要求しやすいと言っていた。そこを踏まえて入れたほうがいい。

会長：一次相談窓口の機能強化は研修で費用助成も含め計画に明記する。

「メリットを実感できる制度の運用」では、成年後見制度の利用促進のための市民向けの広報で、制度の説明やセンターの役割について記載する。①と②をわけなくてもいい。「③相談体制を整える」では、相談事業は市で整備しないと市民へのアプローチは難しい。相談に関し司法書士会、社会福祉士会は対応可能か。

両委員：可能。

会長：専門的な相談の実施と費用の一部助成も検討すると利用につながるのでは。

委員：成年後見制度は専門家の関与が必要で、費用の手当がないと制度が発展しない。

会長：資産のない対象者が申立て費用で悩むケースはあるか。

委員：後見制度を申立てようと思ったら30～40万円かかる等、大昔の情報で躊躇されている方もいる。申立て費用の説明をすると納得される。

委員：資力に乏しい方でも無料にはできないので、一定程度いただく。その時に鑑定費用が問題になる。鑑定の助成を入れてはどうか。

会長：鑑定費用は5～10万か。

委員：成年後見制度の発足直後に、一面識もない方鑑定書を作成するため、生活歴の聞き取り調査に毎週1回、2時間で4～5回通った。その時の費用は10万円

会長：助成制度の内容の充実は図った方がいい。

委員：鑑定が必要な保佐、補助の方のニーズも汲み取らなければいけない。計画に入れても助成件数がすごく増えることはないと思うので、入れたほうがいい。保佐、補助の利用を促すよう宇部市は取り組んでいるということにもなる。

会長：訪問相談は、窓口に行けない人が制度に繋がるためには必要。

「(3) 地域連携ネットワークの構築」では検討会で個別ケースを具体的に情報共有することが必要。情報共有について、利用促進の現場で議論はあるか。

委員：地域連携のために必要な範囲内で、ある程度の共有は必要ではないか。

会長：情報の共有の仕方を研究してルール作ってはどうか。医療現場ではどうか。

委員：医療現場では守秘義務が大前提。高齢者、障害者に対する多職種協働で、ケアマネージャーなどとも当然のように情報共有して問題を解決している。法律上の個人情報という観点では、自治会長、民生児童委員はどうなのか。

委員：民生委員には守秘義務が課せられている。

会長：自治会長や民生委員も含めてルールを作ると、成年後見制度につながりやすい。個人情報収集、共有する仕組みの構築は必要。地域連携ネットワークの①と②はまとめて、個々のケースについて検討することも含めて連携を強化していく。

委員：関係機関とは利用促進法の関係機関を想定しているのか。

会長：関係機関とは、民生委員、自治会、医療、福祉、司法、専門職という認識。

委員：制度利用の理由は金融機関での問題が多い。宇部市内の金融機関等を中心に利用促進の地域連携への参加を市から働きかけた方が良い。

会長：連携機関として金融機関を明記する。

委員：個人情報は空き家特措法のような目的のための情報共有という考え方が良い。

会長：仕組みを構築するための研究会で学者を招聘し検討する。

事務局：今後、パブコメを実施予定。事務局案について 12/4 までに意見を出してほしい。

会長：委員が調査審議した内容は、正確に全部出すようにして欲しい。後は市長の判断。

副会長：情報共有部分は条例や規定を再度検討するという付則の意見をつけたものになる  
のか。

会長：それを協議会の審議結果としてきちんと入れてもらう。

委員：市に気兼ねなく相談に行けるようなパンフレットがあればよい。

委員：相談業務にも行政書士会としても参加したい。